

輸出還付税率等の改正

2018年10月8日に開催された国務院常務会議で輸出還付税政策の改善及び企業負担の軽減等のため、還付税率の改定等が決定され関連して税務総局から「輸出還付税の進展を加速させる事項に関する公告」が公告されました。

国務院常務会議の決定内容

貨物輸出還付税率の改正（2018年11月1日以降実施）

	還付率（旧）	還付率（新）	参考
①	16%	16%	改正なし
②	15%	16%	旧還付率15%の品目
③	13%		プラスチック製品 強化安全ガラス等
④	13%	13%	上記③を除く
⑤	10%	10%	改正なし
⑥	10%	0%	豆粕
⑦	9%	13%	炭素繊維、金属製品の一部等
⑧		10%	⑦を除く旧還付率9%の品目
⑨	6%	6%	改正なし
⑩	5%	10%	農産品の一部、ガラス繊維等
⑪		6%	⑩を除く旧還付率5%の品目

但し、高消費エネルギー、高汚染、資源性製品及び生産能力の問題に直面する製品の還付率は変更しない。

還付税の進度を加速させるため、信用評価が高く納税記録が良好な輸出企業の手続きを簡素化し、還付税の期間を短縮する。還付税の申告についてペーパーレス化を全面に推進し、還付税の審査効率を高める。

優良な還付税サービスは企業の速やかな還付税の申告に必要な証憑の収集を助け、迅速に電子還付税ネットシステムを実現する。

輸出還付税の不正取得を防止する措置を講じた上で実施する。今年度末までに還付税の平均時間を現在の13営業日から短縮し10営業日とする。

「輸出還付税の進展を加速させる事項に関する公告」の内容

一 輸出税還付企業分類管理の最適化する。

・管理類別年度評価の回数制限を取消し

【改正前】輸出企業の管理類別評価業務は、毎年 1 回進行し、企業納税信用級別評価結果確定後 1 か月以内に完成させなければならない。

【改正後】輸出企業に関連する状況に変化が生じかつ管理分類の調整につき申請があったときは、主管税務機関は関連規定に照らして速やかに評価業務をしなければならない。

・輸出企業管理評価基準の調整

分類	評価基準（一部分）
一類	生産型企業の要件 【改正前】前年度末における純資産額が前年度の当該企業が申告した輸出還付税額よりも大きい場合 【改正後】前年度末における純資産額が前年度の当該企業が申告した輸出還付税額の 60% より大きい場合
二類	変更なし
三類	【改正前】前年度に累計 6 か月以上輸出還付税の申告がない場合 【改正後】上記の要件は削除
四類	変更なし

二 還付税申告のペーパーレス化について全面的な推進をする。

【各地の税務機関】

2018 年 12 月 31 日までに情報技術を利用し、申告、証明事務、審査、還付手続き等の輸出還付税業務をインターネット上で行うことを実現する。2018 年 12 月 31 日までに全国の還付税申告のペーパーレス化実施を推進する。

【一類、二類の輸出企業】

企業の自由意志の原則に基づき 2018 年 12 月 31 日までに、還付税申告のペーパーレス化の実施について全面的に推進をする。

三 外資企業の新業態への発展を支持する。

外国貿易総合サービス企業が中小企業の還付税の手続きを代理することを奨励する。

四 その他

税務機関は、新聞媒体、インターネット、微信等の多種多様な方法で、政策の宣伝と業務訓練を展開し、輸出企業の速やかな証憑の収集と還付申告の条件に満足するように便宜を図らなければならない。

五、実施期日

公告日（2018 年 10 月 15 日）から実施する。